

静岡県立富士宮東高等学校定時制の課程 校則

(生徒心得より抜粋)

諸届

諸届は、次のとおりとする。

(1) 欠席・遅刻

本人または保護者が、直接学校へ連絡をする。遅刻の場合、登校後直ちに職員室へ行き、入退室カードに記入し、授業担当者に提出する。

(2) 早退

授業担当者、HR担任、養護教諭に早退の旨を申し出る。許可を得た場合、入退室カードに記入し早退する。

服装等

校内での服装は、他校の制服等を除き原則として自由とする。但し、体育館用シューズは学校指定のものとする。また校舎内ではサングラス、帽子、マフラー等は着用しない。

通学方法

通学方法は、次のいずれかとする。

(1) 徒歩

(公共交通機関を利用する場合も含む)

(2) 送迎

家族または勤務先の者による送迎。

(3) 自転車

通学許可証は、自転車の車体に貼付する。
ヘルメットを所持すること。

(防犯登録・安全点検・自転車保険加入)

(4) その他

原付・四輪については、別に定められている通学条件を満たしていなければならない。通学の許可は、職員会議の審議を経て認定する。

禁止事項

次の行為を禁止する。

(1) 無断欠席・遅刻・早退、授業の無断欠課・遅刻・早退

(2) 授業の妨害行為や教師への反抗等

(3) 喫煙、喫煙具(たばこ、ライター等)の所持、喫煙の同席、飲酒または飲酒の同席

(4) 不良交友、深夜徘徊、無断外泊及び入場が制限されている場所への入場

(5) 窃盗行為、恐喝、脅迫、暴力行為、わいせつ行為、器物の破損

(6) 禁止薬物の使用、所持、勧誘等

(7) とばく行為等

(8) 校内での金銭の貸借、無許可の物品販売および販売勧誘

(9) 交通法規やマナー等の違反、交通事故

(10) 車両の違法改造や通学に適さない車両での通学、基準値を超える排気音や騒音を排出する車両での通学

(11) 暴走族加入、暴走行為への参加や見学

(12) その他の問題行動